

第2節 多様な自然環境の活用

1 屋久島環境文化村構想

(1) 屋久島環境文化村

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みです。この構想は、21世紀新かごしま総合計画の主要プロジェクトに位置付けられており、その事業内容は次のとおりです。

- ① 環境学習・研究拠点の充実
 - ・屋久島環境文化村中核施設の管理運営
 - ・環境学習の推進
 - ・「自然体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の実施
- ② 環境形成事業の展開
 - ・登山道等の整備
 - ・地域の環境保全事業への助成
 - ・カントリーコードの普及啓発
 - ・山岳部での利用モラルの向上
 - ・山岳部の適正利用の検討
- ③ ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進
 - ・ボランティア登録制度の推進
 - ・ボランティア養成研修セミナーの実施
 - ・屋久島ファンクラブの推進
 - ・屋久島通信・まるりん通信の発行
- ④ 新たな地域産業の創出
 - ・エコツアーの普及促進
- ⑤ 国際交流の展開
 - ・世界自然遺産会議への参加・協力
 - ・屋久島の子どもたちによる国際交流の促進
 - ・ホームページ等による国内外への情報発信

(2) 自然体験型の環境学習

屋久島という固有の自然環境の中で、歴史的につくり上げられてきた人と自然のかかわりの過程と結果の総体が「環境文化」であり、環境学習は、屋久島の自然、生活、生産にかかわる全ての事象を素材とした「環境文化」を学習することを通じて、普遍的な人と自然のかかわり方を学ぶことです。

地域の人々にとっては、学習の場や知識、ノウハウの提供を行うことが、また新たな産業を興し、あるいは交流によって社会や経済の活性化につなげることが可能になります。さらに、住民自身にも環境学習を促し、自然との共生によって得てきた暮らしの豊かさをあらためて見直し、地域での生産や生活を新たな未来に向けて組立てなおす契機としようとするものです。

このことから屋久島環境文化村構想では、このような島全体を対象とした「環境学習」を先導的事業として位置づけています。（図2-2）

(3) 中核施設の整備

平成4年11月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島における環境学習推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成8年7月20日に開館し、平成21年7月には屋久島環境文化村センター入館者が100万人を突破しました。

① 屋久島環境文化村センター

ア 施設の位置付け・機能

- ・屋久島の自然、文化に関する情報提供（インフォメーション機能）
- ・環境学習の普及、推進（ゲート・オリエンテーション機能）
- ・地域内外を結ぶ交流（ロビー機能）
- ・環境文化村構想推進の核（センター機能）

イ 利用状況（表2-11）

ウ 主な事業

- ・開館12周年記念事業（映写会等）

図 2-2 環境学習の展開図（屋久島環境文化村構想）

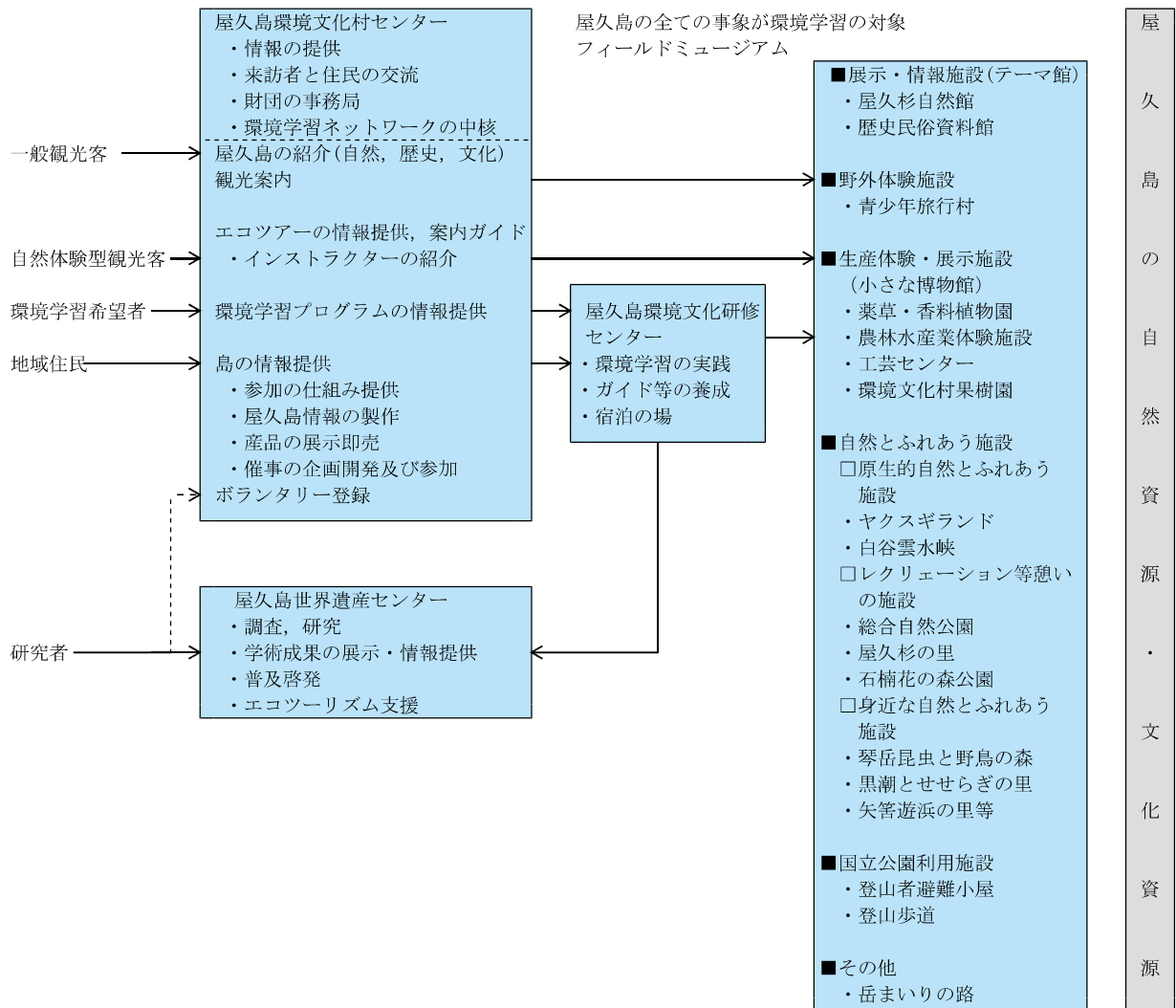


表 2-11 利用状況（屋久島環境文化村センター）

（単位：人）

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	累計
区 分	入 館 者 数	76,629	63,863	69,991	68,474	73,851	975,388
	有 料 観 覧 者 数	47,153	40,471	44,369	46,514	48,237	618,152
	内 大 人	40,907	34,498	38,481	41,059	42,321	548,855
	高校・大学生	3,918	3,917	3,756	3,458	3,904	37,676
	小学・中学生	2,328	2,056	2,132	1,997	2,012	31,621

② 屋久島環境文化研修センター

ア 施設の位置付け・機能

- ・環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
- ・研修参加者相互の交流促進（交流機能）

- ・研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）

イ 利用状況（表 2－12）

ウ 主な事業

- ・屋久島における環境学習（162ページ参照）

表 2－12 利用状況（屋久島環境文化研修センター）

（単位：人）

区 分 \ 年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
来館者数	9,290	9,693	8,119	8,037	8,029	6,185	110,528
延べ利用者数	6,559	6,361	5,384	4,546	4,943	4,965	69,657

（4）屋久島環境文化財団

屋久島環境文化財団は、平成 5 年 3 月に、県、上屋久町、屋久町の出捐により設立され、屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるための各種事業を実施しています。

なお、平成15年 1 月には財団設立10周年を記念して記念式典を行うとともに、屋久島環境文化村構想の10周年を振り返り、今後のあり方を考えるため“環境・観光・地域づくりーこれからの屋久島”のテーマで「屋久島フォーラム」を開催しました。

（事業の概要）

① 環境学習事業

自然体験セミナー、地域住民を対象とした星空観察会・ふるさとセミナー・自然に親しむ集い、屋久島のエコツアーガイドや観光従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナー、一般社会人を対象とした屋久島の自然・文化等に関する屋久島研究講座を開催。

② 環境形成事業

環境保全の重要性の啓発のためのマナーガイドの作成配布、ゴールデンウィークと夏休み期間中の縄文杉への登山口でのマナー指導や縄文杉周辺での指導パトロール、団体や学校などの環境保全活動への支援。

③ 交流推進事業

財団会報の発行、ホームページによるイベントや地域の情報を島内外に発信。また財団ファンクラブの運営・加入促進、ボランティアの集い、島内でのボランティア活動を実施。

④ 屋久島地域づくり支援事業

屋久島におけるエコツーリズムの支援や地域づくりを支援するためのイベントや活動等に対する支援。

⑤ 財団管理運営事業

環境文化村構想の普及や平成21年度に向けた業務の見直し、財団の自立的運営能力の向上のための活動。

⑥ 屋久島環境文化村中核施設管理運営等事業

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営

2 奄美群島自然共生プラン

(1) 趣旨

平成15年9月、奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針として奄美群島自然共生プラン（以下「プラン」）を策定しました。このプランは、県と奄美群島14市町村が一体となって策定を進めてきたものです。その基本として、奄美の固有な自然、これにかかわる生活、文化などの資源（以下、「宝」という）を数多く再認識・再発見しました。

今後の奄美群島の地域づくりに当たっては、この奄美の「宝」を核とし、「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭に置き、「人と自然との共生」を基軸とする個性的な地域をつくることとします。

(2) プランの基本理念（3つの理念）

奄美群島は、残されている自然や文化などを保全・活用して「人と自然が共生する地域」を構築し、他の地域に先がけて、現代の大量消費社会の「転換」を主導する可能性のある地域です。

プランではこうした考えに基づいて「共生への転換」、「地域多様性への転換」、「地域主体性への転換」を基本的な理念としています。

(3) 奄美の「宝」

学術的価値が顕著な自然としては、サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観、希少野生動植物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また、社会的価値が顕著な自然としては、身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに、これらの自然と関わりの深い文化や産業、例えば、信仰・伝統行事や島唄そして食材なども「宝」に含まれています。

(4) 奄美の「宝」の保全と活用策

地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全した上で、地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。

プランでは、奄美群島で「宝」の保全と活用を行うための9つの施策を示しており、各地域ではこの施策に沿った取組を行います。

(5) 「具体的施策」（9つの施策）

奄美群島に固有な自然等を奄美の「宝」ととらえ、以下に示す9つの施策によって奄美群島の地域づくりを図ります。

- ① 自然共生ネットワークの形成
 - ・ 環境教育・環境学習の推進
 - ・ 集落の機能の維持・確保、NPOの活動の促進
 - ・ 専門的な調査研究 など
- ② サンゴ礁と海岸の保全
 - ・ 重要生態系地域調査の実施
 - ・ オニヒトデ等駆除事業 など
- ③ 希少な野生動植物と森林の保全
 - ・ 重要生態系地域調査の実施

- ・ 移入種対策の強化（マングース駆除等） など
- ④ 身近な自然の保全
 - ・ 保存樹・保護植物の指定の検討
 - ・ 文化財保護法等による管理・保全 など
- ⑤ 自然再生の検討
 - ・ サンゴの再生等の検討
 - ・ 海岸植生，河川，棚田等の再生の検討
 - ・ 奄美らしい景観・風景の創出，再生の検討 など
- ⑥ 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進
 - ・ 計画策定の検討
 - ・ 地域利用のガイドライン，ガイド等の認定制度 など
- ⑦ 奄美のブランドの創出
 - ・ 奄美の豊かな自然に恵まれた特産品の生産
 - ・ 伝統的な産業の継承（大島紬，黒糖づくり等）
 - ・ 「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信 など
- ⑧ 自然に対する配慮の徹底
 - ・ 住民自らが主体性をもった省資源化，ごみ減量化，廃棄物の適正処理
 - ・ 自然環境配慮型の公共事業の推進
 - ・ 環境保全型農業の推進
 - ・ 赤土等の流出防止対策の徹底 など
- ⑨ 世界自然遺産登録に向けた取組
 - ・ 重要生態系地域調査の実施
 - ・ 世界自然遺産にふさわしい島づくり
 - ・ 登録に向けた推進体制の構築，連携・交流の促進 など

(6) プランの効果的な実施

- ① 地域住民の役割

「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めるためには，地域住民が参加や合意形成を通じて自ら主体的に行動することが大切です。
- ② 地域のNPOの役割

地域のNPOは，地域住民の合意形成を支援するなど住民と行政の間にあって主体的な役割を果たすことが期待されます。
- ③ 市町村の役割

市町村は，自ら主体的に施策を立案・実施し，情報をとりまとめて合意形成を促すなど地域住民に対して働きかけを行います。
- ④ 県の役割

県は，地域住民，地域のNPO，市町村等の活動を支援し，また群島全体の活性化の観点から自ら施策を立案し実施します。

なお，平成16年3月には国，県，地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置しました。県では，例年5月に毎年度の取組に係る推進会議を開催し，同プランに対する関係者相互の一層の理解と着実な推進を促しています。今後とも，この推進本部が中心となって，県，市町村，地域等が連携しながらプランに沿った事業展開を図り，奄美の豊かな自然と人とが共生した地域づくりを進めていきます。
- ⑤ その他の主体の役割

必要な場合には，国，専門家，国際的なNPO，地域外の住民などの協力を確保します。